

処遇改善加算の取り組み

当社では『介護職員処遇改善加算（以下、処遇改善加算）』および『介護職員等特定処遇改善加算（以下、特定加算）』につきまして、下記のように取得しています。

≪処遇改善加算の取得状況≫

(2020. 4. 1 現在)

施設名	処遇改善加算	特定加算
デイサービスささえあい太陽まとは	I	II
訪問介護ささえあい太陽まとは	I	II
通所リハビリ ケア・GO・ハピネス	I	I

● 『処遇改善加算』の取得について

(各区分の算定要件)

- I ……下記【要件1】から【要件4】をすべて満たしていること。
- II ……下記【要件1】【要件2】【要件4】を満たしていること。
- III ……下記【要件1】または【要件2】に加え、【要件4】を満たしていること。
- IV ……下記【要件1】【要件2】【要件4】のいずれかを満たしていること。
- V ……下記【要件1】から【要件4】のいずれも満たしていないこと。

【要件1】キャリアパス要件Iを満たしていること

- ① 介護職員の任用の際における職位、職責または職務内容等に応じた任用等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む）を定めていること。
- ② ①に掲げる職位、職責または職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く）について定めていること。
- ③ ①および②の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、すべての介護職員に周知していること。
- ④ 上記①②および③をすべて満たしていること。

【要件2】キャリアパス要件Ⅱを満たしていること

- ① 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標および次の 1) または 2) に掲げる事項に関して具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施または研修の機会を確保していること。
 - 1) 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供または技術指導等を実施（OJT、OFF-JT 等）するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。
 - ※ OJT ……日常の職場実務を通して行う職業教育
 - OFF-JT ……日常業務以外の座学や講習等において行う職業教育
 - 2) 資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。
- ② ①について、すべての介護職員に周知していること。
- ③ 上記①および②を満たしていること。

【要件3】キャリアパス要件Ⅲを満たしていること

- ① 介護職員について、経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組み、または一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。具体的には、次の 1) から 3) までのいずれかに該当する仕組みであること。
 - 1) 経験に応じて昇給する仕組み
『勤続年数』や『経験年数』などに応じて昇給する仕組みであること。
 - 2) 資格等に応じて昇給する仕組み
『介護福祉士』や『実務者研修修了者』などの取得に応じて昇給する仕組みであること。ただし、介護福祉士資格を有して当該事業者や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。
 - 3) 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み
『実技試験』や『人事評価』などの結果に基づき昇給する仕組みであること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。
- ② ①の内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、すべての介護職員に周知していること。
- ③ 上記①および②を満たしていること。

【要件4】職場環境等要件を満たしていること

平成27年4月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善（賃金改善を除く）の内容をすべての介護職員に周知していること。

※ 内容の詳細は下記『職場環境等要件について』の項に記載しています。

● 『特定加算』の取得について

(各区分の算定要件)

- I ……下記【要件1】から【要件4】をすべて満たしていること。
- II ……下記【要件1】【要件3】【要件4】を満たしていること。

【要件1】 処遇改善加算要件を満たしていること

処遇改善加算のⅠからⅢまでのいずれかを算定していること（特定加算と同時に処遇改善加算にかかる計画書の届出を行い、算定される場合を含む）

【要件2】 介護福祉士の配置等要件を満たしていること

サービス提供体制強化加算の最も上位の区分を算定していること。

- ・ 訪問介護……………特定事業所加算ⅠまたはⅡ
- ・ 特定施設入居者生活介護等…サービス提供体制強化加算Ⅰイまたは入居継続支援加算
- ・ 夜間対応型訪問介護（夜間対応型訪問介護費Ⅱを算定する場合）
……………サービス提供体制強化加算Ⅱイ
- ・ 地域密着型通所介護（療養通所介護費を算定する場合）…サービス提供体制強化加算Ⅲ
- ・ 介護老人福祉施設等…………サービス提供体制強化加算Ⅰイまたは日常生活継続支援加算

【要件3】 職場環境等要件を満たしていること

平成20年10月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善（賃金改善を除く）の内容をすべての職員に周知していること。この処遇改善については、複数の取り組みを行っていることとし、『資質の向上』『労働環境・処遇の改善』および『その他』の区分ごとに1以上の取り組みを行うこと。なお、処遇改善加算と特定加算において、異なる取り組みを行うことまでを求めるものではない。

※ 取り組み内容の詳細は、下記『職場環境等要件について』の項に記載しています。

【要件4】 見える化要件を満たしていること

特定加算に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載等により公表していること。具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を記載すること。

当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。

● 『職場環境等要件』について

当社で取り組んでいる項目は下記のとおりです。

≪資質の向上≫

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するため代替職員確保を含む）

≪労働環境・処遇の改善≫

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善

≪その他≫

- ・非正規職員から正規職員への転換

● 関連情報

介護保険最新情報 Vol. 775（令和2年3月5日）

「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」

（ https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/516164_60158685_misc.pdf ）